

入院患者面会規程

第1条（目的）

本規程は、当院に入院している患者に対して、患者の療養環境の維持および家族等との面会機会の確保を両立させるための基本的な運用基準を定めることを目的とする。

第2条（面会対象者）

面会対象者は、原則として入院患者の家族、親族、またはそれに準ずる者（以下「家族等」という）とする。

第3条（面会受付時間・場所）

- 1 面会時間は、15時00分から20時00分までとする。
- 2 面会を希望する家族等は、所定の場所で面会カードを記入し、面会許可証を着用しなければならない。

第4条（面会の制限および配慮）

- 1 当院は、感染症の流行状況や患者の病状等の正当な理由がない限り、家族等による面会を妨げない。
- 2 医師の判断により、診療・処置の実施、患者の安静確保、または他の患者の療養に支障があると認められる場合は、面会の制限もしくは時間の短縮を行うことがある。
- 3 感染防止対策の観点から、必要に応じて手指消毒、体温測定、マスク等の個人防護具の着用を義務付けるものとする。

第5条（遵守事項）

面会者は、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 病室での飲食や長時間の滞在は、他の患者の迷惑とならないよう配慮すること。
- 2 発熱や風邪症状など、体調不良のある者の面会は原則禁止とする。
- 3 病院内での写真撮影、録音等は原則禁止とする（許可がある場合を除く）。

第6条（例外規定）

患者の看取りや重篤な状態など、特別な事情がある場合は、第3条および第4条の規定にかかわらず、主治医の判断により個別に面会を許可することができる。

第7条（規程の改廃）

本規程の改廃は、病院長がこれを行う。

附則

本規程は、令和8年6月1日より施行する。